

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項及び第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の第一表及び第二表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

第一表

変 更 後			変 更 前																																						
<p>[第1～5 略]</p> <p>別表第1 固定電話番号の細目</p> <p>固定電話番号の電気通信番号の構成のうちABCDEは、次の表の番号区画の欄の区分に応じ、それぞれ同表の市外局番の欄に定める番号及び市内局番（BCDE（市外局番が1桁の場合に限る。）、CDE（市外局番が2桁の場合に限る。）、DE（市外局番が3桁の場合に限る。）又はE（市外局番が4桁の場合に限る。）をいう。）により構成されるものとする。ただし、固定端末系伝送路設備において、これによることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号区画 コード</th> <th>番号区画</th> <th>市外局番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>591</td> <td>福岡県飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡</td> <td>948</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>593</td> <td>福岡県鞍手郡小竹町</td> <td>9496</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1 略]</p> <p>2 この表に掲げる番号区画は、令和2年3月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。</p> <p>[別表第2～4 略]</p>			番号区画 コード	番号区画	市外局番	[略]			591	福岡県飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	948	[略]			593	福岡県鞍手郡小竹町	9496	[略]			<p>[第1～5 同左]</p> <p>別表第1 固定電話番号の細目</p> <p>[同左]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号区画 コード</th> <th>番号区画</th> <th>市外局番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[同左]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>591</td> <td>福岡県飯塚市（鹿毛馬、口原、佐與及び勢田を除く。）、嘉麻市、嘉穂郡</td> <td>948</td> </tr> <tr> <td>[同左]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>593</td> <td>福岡県飯塚市（鹿毛馬、口原、佐與及び勢田に限る。）、鞍手郡小竹町</td> <td>9496</td> </tr> <tr> <td>[同左]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1 同左]</p> <p>2 この表に掲げる番号区画は、平成31年3月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。</p> <p>[別表第2～4 同左]</p>			番号区画 コード	番号区画	市外局番	[同左]			591	福岡県飯塚市（鹿毛馬、口原、佐與及び勢田を除く。）、嘉麻市、嘉穂郡	948	[同左]			593	福岡県飯塚市（鹿毛馬、口原、佐與及び勢田に限る。）、鞍手郡小竹町	9496	[同左]		
番号区画 コード	番号区画	市外局番																																							
[略]																																									
591	福岡県飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	948																																							
[略]																																									
593	福岡県鞍手郡小竹町	9496																																							
[略]																																									
番号区画 コード	番号区画	市外局番																																							
[同左]																																									
591	福岡県飯塚市（鹿毛馬、口原、佐與及び勢田を除く。）、嘉麻市、嘉穂郡	948																																							
[同左]																																									
593	福岡県飯塚市（鹿毛馬、口原、佐與及び勢田に限る。）、鞍手郡小竹町	9496																																							
[同左]																																									
<p>備考 番号の [] の記載は記載しない。</p>																																									

第二表

変 更 後			変 更 前																										
<p>別表第1 固定電話番号の細目</p> <p>固定電話番号の電気通信番号の構成のうちABCDEは、次の表の番号区画の欄の区分に応じ、それぞれ同表の市外局番の欄に定める番号及び市内局番（BCDE（市外局番が1桁の場合に限る。）、CDE（市外局番が2桁の場合に限る。）、DE（市外局番が3桁の場合に限る。）又はE（市外局番が4桁の場合に限る。）をいう。）により構成されるものとする。ただし、固定端末系伝送路設備において、これによることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号区画 コード</th> <th>番号区画</th> <th>市外局番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>593</td> <td>福岡県鞍手郡小竹町</td> <td>949</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1・2 略]</p>			番号区画 コード	番号区画	市外局番	[略]			593	福岡県鞍手郡小竹町	949	[略]			<p>別表第1 固定電話番号の細目</p> <p>[同左]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号区画 コード</th> <th>番号区画</th> <th>市外局番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[同左]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>593</td> <td>福岡県鞍手郡小竹町</td> <td>9496</td> </tr> <tr> <td>[同左]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1・2 同左]</p>			番号区画 コード	番号区画	市外局番	[同左]			593	福岡県鞍手郡小竹町	9496	[同左]		
番号区画 コード	番号区画	市外局番																											
[略]																													
593	福岡県鞍手郡小竹町	949																											
[略]																													
番号区画 コード	番号区画	市外局番																											
[同左]																													
593	福岡県鞍手郡小竹町	9496																											
[同左]																													
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>																													

附 則

- 1 この告示は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第二表の規定は、令和四年三月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から令和三年十一月三十日までの間は、別表第一のうち「948」とあるのは、「948又は9496（福岡県飯塚市（鹿毛馬、口原、佐興及び勢田に限る。）に限る。）」とする。